

マージン率などの情報について

- ① 2025年6月1日付け 派遣労働者数 0人
- ② 2025年度 派遣先事業所数(実数) 0事業所
- ③ 2025年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 実績なし
- ④ 2025年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 実績なし
- ⑤ 2025年度 マージン率平均 実績なし
- ⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
安全講習	雇入時	OFF-JT	無償	有給
SKYT トレーニング	派遣中	OJT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 木村 正和 電話番号 090-3491-8976

- ⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

社会保険 厚生年金 雇用保険 労災保険

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結していない
 労使協定を締結している

会社名 セクター株式会社
許可番号 派 28-301487

1 情報提供すべき事項

- (1) 派遣労働者の数
- (2) 派遣先の数
- (3) マージン率

$$\text{マージン率} (\%) = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

※小数点以下一位未満の端数は四捨五入（例 〇〇.〇%）

- (4) 派遣料金の平均額
- (5) 派遣労働者の賃金の平均額
- (6) 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
 - ・キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先
 - ・キャリアアップに資する教育訓練計画の概要
- (7) その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

マージン率の詳細な計算結果などを追加的に情報提供しても差し支えありません。

《令和2年4月改正》項目が追加されました！

（8）派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している場合は、

- ・当該協定の対象となる派遣労働者の範囲
- ・当該協定の有効期間の終期

※上記の内容に変更があったときは、速やかに情報提供することが必要です。

※情報提供にあたっては、時点及び単位が分かるようにすること。

※労働者派遣の期間の区分ごとの雇用安定措置を講じた人数等の実績についても、インターネットの利用等により情報提供することが望ましいです。

2 情報提供の方法等

《令和3年4月改正》インターネットで 全ての項目を情報提供してください！

情報提供の方法は、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければなりません。自社でホームページ等を有していない場合については、『人材サービス総合サイト(厚生労働省運営)』を活用してください。

情報提供は、少なくとも、毎事業年度終了後、可能な限り速やかに前年度分の実績を公表することが必要ですが、情報公開を積極的に進める観点から、派遣元事業主の判断により、当年度分の実績を追加的に情報提供しても差し支えありません。

※実績がなかった場合でも、その旨を公開してください。